



公益財団法人 日揮・実吉奨学会
2026年度 日本人学生向け給与奨学金 募集要項
【学生用】

募集要項をご確認いただき、当財団の趣旨や内容をご理解の上でのご推薦をお待ちしております。

はじめに

日揮・実吉奨学会は、日揮ホールディングス株式会社の創業社長であった実吉雅郎（さねよし まさお）氏の個人遺産を基に1968年に設立されました。実吉氏から寄付された資産の多くは日揮ホールディングスの株式で、この配当金を主たる財源として当財団は運営されてきております。

実吉氏は生前40年の長きにわたってエンジニアリング事業を主宰する中で、自身の財産を供して、日本の技術発展と技術者育成に資することを切望され、当財団はこの遺志を忠実に受け継ぎ「理工系学生への奨学、科学技術研究への助成」を主な事業として運営しております。

1. 奨学金の目的

健康かつ学業優秀でありながら、経済的理由のため就学が困難な者に奨学金の給付を行い、将来社会に貢献しうる人財の育成を目的としています。

2. 奨学金の概要

本奨学金は返済義務のない給付型の奨学金です。

- | | |
|----------|--------------------------------|
| ① 給付金学 | 年額 45 万円/人 |
| ② 給付対象期間 | 2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日 |
| ③ 給付方法 | 奨学金全額を一括して本人名義の金融機関口座へ振込み |
| ④ 給付予定日 | 2026 年 8 月中 |



3. 応募資格

下記の①～⑪の項目すべてに該当する者。

- ① 設立趣旨並びに奨学生の義務を理解している者
 - ② 日本国籍を有する者
 - ③ 当財団が指定する大学（別紙1）ならびに大学院に正規生として在学し、理系の対象学位（別紙2）を取得予定の学生。学部、修士が対象。専門職学位課程、研究生および聴講生は対象外。
 - ④ 2026年4月2日現在の年齢が以下に該当する者で、学部生は2年次以上に在籍する者（学部1年次は対象外）とする。
 - (1) 4年制学部の2年次以上に在籍する大学生：23歳以下
 - (2) 6年制学部の2年次以上に在籍する大学生：25歳以下
 - (3) 大学院修士課程に在籍する大学院生：25歳以下
 - ⑤ 大学より推薦を受けた者。
 - ⑥ 人物・学力ともに優れ、かつ健康である者。
 - ⑦ 現課程に限らずこれまでの学歴も含め、申請時点で過去に留年していない者。
 - ⑧ 給付対象期間を通じて現課程に在籍し、在籍大学において通常の修学および学生生活を継続している者。学外活動による渡航、または3か月以上の学内活動による渡航が予定されている者は応募資格の対象外とする。ただし、夏期休暇等の授業期間外の渡航や学会参加は差し支えない。
 - ⑨ 経済的支援を必要とする者。
 - ⑩ 過去に当財団の奨学金へ応募していない者。
 - ⑪ 日本学術振興会特別研究員、科学技術振興機構、大学独自制度のうち現金が給付される支援を受けていない者。
- ・ 他の奨学金（貸与、給付）との併給可。この場合は申請書に内容を記載すること。
 - ・ 授業料の減免制度との併用可。この場合は申請書に内容を記載すること。
 - ・ 応募時に取得予定の学位が決まっていない、もしくは取得予定の学位に変更の可能性がある学生は応募できません。また別紙2に記載のない所属・学位は対象外です。

4. 募集概要

- ① 募集人数 大学担当課に通知の人数
- ② 応募締切 大学担当課にて設定 **学内選考〆切 4月17日**



5. 応募方法 ※学内選考通過者のみ提出

所定の申請書類一式に必要事項を記入し、必要書類を揃えたうえで、大学からの推薦を受け、大学担当部門より応募すること。学生から当財団へのお問い合わせや直接応募はできません。

	書類名	データ形式	備考
1	申請書・口座登録届	Excel	PDF 化しないこと。 フォントやセルの大きさを調整しないこと。
2	推薦書・誓約書	PDF	署名、捺印欄あり。
3	所得証明書	PDF	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村が発行する公的な所得証明書で、収入額および所得控除額等の記載があるものを提出する。 ・令和6年1月1日から令和6年12月31日までの所得に基づく証明書とする。 ・生計維持者（原則として父母両方）の証明書を提出すること。ただし、父母が離婚または死別している場合は、現在の生計維持者（父または母）のみ提出すること。 <p>【所得証明書とは】 前年の総所得額または課税額等が記載された、市区町村等の公的機関が発行する証明書を指す。</p> <p>【提出書類として認められないもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得等に係る特別市民税・県民税・森林環境税 特別徴収額の決定・変更通知書（納税義務者用） ・勤務先から交付される住民税決定通知書 ・源泉徴収票 など
4	成績証明書 (GPA4.0 満点換算値の記載があるもの)	PDF	<p>1) 入学初年度<u>以外</u>の学生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現課程における最新の成績証明書を提出 <p>(2) 他大学からの編入生・大学院新入生 (入学初年度の学生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前課程までの成績証明書を提出 ・厳封された原本を郵送にて提出（開封無効）。 ※締切日までに到着するようご注意ください。 <p>(3) GPA の記載がない成績証明書の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GPA 証明書を併せて提出すること ・GPA 換算表がある場合は、換算表も併せて提出。
5	GPA 計算表	Excel	※必要な場合は提出ください。



③ 注意事項

- 申請書はすべての事項を正しく入力すること。
「2026年度 日本人学生向け給与奨学金 申請書記入例」を参照してください。
- 空欄や規定の文字数以下の欄がある場合は、書類不備として扱います。
- 記入内容に虚偽があると判明した場合には、採用の取り消し、奨学金の返金等の措置を取る場合があります。
- 提出書類に不備がある場合は、不採用となります。当財団から不備のお知らせはしませんので、十分に確認したうえでご応募ください。なお、公平を期すため、当財団による提出前確認は実施しておりません。併せて別紙4「よくある申請書の不備事例」をご確認ください。
- 提出後に書類の修正、変更はできません。
- 応募書類の返却はいたしません。
- 募集締切後に提出された応募書類および追加書類は、理由の如何を問わず受理しません。

6. 採用および採用後の流れ

当財団選考委員会にて審査のうえ、採否を決定します。審査結果は、各大学へ7月末から8月上旬に通知します。大学より応募者へ結果をお伝えください。

4月～	応募開始 大学選考 大学から当財団へ推薦
7月下旬	日揮・実吉奨学会 選考委員会
7月末～8月上旬	採否結果の通知
8月中	奨学金の振り込み
9月～12月	奨学生面談 (別紙3参照)
年度末～翌年度4月末	成績証明書ならびに卒業・修了証明書の提出

- 奨学生面談の実施予定日は、別紙3にてご確認ください。なお、別紙3の予定から面談実施日が前後する場合があります。あらかじめご了承ください。
- 当財団の審査基準ならびに結果に関してのご質問にはお答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。



7. 奨学生の義務

奨学生として採用された場合は、次に定める義務を履行する必要があります。なお、これらの義務に違反した場合や、後記8項に定める事由に該当した場合は、資格喪失等の対象となることがあります。

- (1) 奨学金は奨学生本人の学資に充て、有効に活用し、学業に励むとともに学生としてふさわしい生活を送ること。また、社会に貢献する有益な活動を志し、これに努めること。
本奨学金を貸与奨学金の返済に充てることは認めない。

- (2) 当財団が9月～12月に実施する面談に参加すること。(別紙3参照)

詳細は、面談実施の約1か月前までに通知します。必ず出席してください。原則として、面談を欠席した場合は採用を取り消しの対象となります。

ただし、社会情勢等により面談が実施されない場合、または当財団により面談出席が免除された場合には、当財団事務局の指示に従い、所定の手続きを行っていただきます。

- (3) 給付対象期間中に下記の事由が生じた場合は、奨学生は速やかに大学担当課へ届け出るものとする。大学担当課は内容を確認のうえ、遅滞なく当財団へ報告するものとする。本奨学金は大学推薦による応募であることを踏まえ、当財団への報告は大学担当課を通じて行うものとする。

- ① 休学するとき
- ② 留年等、最短修業年限で卒業ができないことが確定したとき
- ③ 大学より停学処分を受けた時
- ④ 学籍を失ったとき(自主退学、転学等を含む)
- ⑤ 他の大学や学部転学・編入学・転部(科)することが決まったとき
- ⑥ 当財団に申請した情報等(氏名、住所、電話番号等)に変更があったとき
- ⑦ 本奨学金は、在籍大学所在地における修学および学生生活の支援を目的としています。このため、**給付対象期間中は原則として在籍大学所在地において学生生活を継続することを要件とします。**

給付対象期間中に、日本を出国する学内活動(交換留学、海外派遣、長期研修等)により在籍大学を3か月以上離れて修学する予定がある場合、または学外活動による渡航が予定されている場合は、本奨学金の対象外とします。

ただし、大学の授業期間外(夏季・春季休暇等)における渡航や学会参加等の渡航についてはこの限りではありません。

- ⑧ 当財団の奨学金受給を辞退するとき

8. 奨学生の資格喪失・奨学金の返金

「7. 奨学生の義務」を履行しなかった場合、また下記に該当したときは、当財団が状況を審査のうえ、資格喪失・給付金返金等の措置を行います。

- ① 学業成績または品行が不良であるとき
- ② 休学するとき



- ③ 学籍を失ったとき（自主退学、転学等を含む）
- ④ 留年等、最短修業年限で卒業ができないことが確定したとき
- ⑤ 大学より停学処分を受けた時
- ⑥ 併給を認めていない奨学金等の受給があった場合
- ⑦ 申請内容に虚偽があることが判明した場合
- ⑧ 当財団の奨学金受給を辞退するとき
- ⑨ 反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- ⑩ その他、財団が奨学生として不適当と判断した場合

奨学生としての資格を失った場合は、辞退届の提出が必要です。辞退届の書式を当財団よりお送りします。上記の状況が生じた際には、速やかに大学担当部門より当財団へご連絡ください。

9. その他

- (1) 当財団の奨学金給付は、奨学生の卒業後の進路、就職先その他将来の選択について、いかなる制約または義務を課すものではありません。
- (2) 選考の過程において、内容確認等のため、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。
- (3) 就学状況のフォローアップ
奨学生の就学状況の確認を実施いたします。採用後の面接に加え、年度末には当年度の成績証明書（GPA 記載付）を2027年4月末までに担当部署よりご提出ください。GPA記載のない成績証明書は、GPA 証明書も併せてご提出ください。また卒業・修了年度の場合は卒業・修了証明書も併せてご提出ください。奨学金給付対象期間中の就学が確認できない場合は、または成績不良等により奨学生として適当でないと当財団が判断した場合は、奨学金を返金いただきます。
- (4) **別紙2「対象学位」の掲載理由に関する個別のお問い合わせにはお答えしていません。**

10. 個人情報の取扱いについて

応募に際して申請者より提供された個人情報は、当財団の奨学金事の選考・給付・管理等の業務を遂行するために必要となる業務に限って使用します。ご了承の上ご応募ください。